

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会マスコット等の利用に関する手続き

1 利用手続き

(1) 基本の手続（新規申請）

利用者	国・地方公共団体等（※）		左記以外の方	
利用目的	公共目的	商業目的	公共目的	商業目的
①申請	「公共目的利用届（様式第 2 号）」を提出	「商業目的利用申請書(様式第 3 号)」を提出	「公共目的利用申請書(様式第 1 号)」を提出	「商業目的利用申請書(様式第 3 号)」を提出
	※デザイン図等の企画書及び申請者の概要がわかるものを添付			
②許諾	—	「利用許諾書（様式第 4 号）」を交付		
③利用	デザインを利用	デザインを利用 ※利用物件に許諾番号を明示		
④利用報告	「利用報告書（様式第 7 号）」を提出 ※ 各年度終了後 30 日以内又は利用期間終了後 30 日以内のいずれか早い日までに提出 ※ 利用状況がわかる写真などの参考資料を添付			

(2) 利用期間を延長する手続

利用者	国・地方公共団体等（※）		左記以外の方	
利用目的	公共目的	商業目的	公共目的	商業目的
①申請	—	「利用許諾期間延長報告書(様式第 5 号)」を提出	「公共目的利用申請書(様式第 1 号)」を提出	「商業目的利用申請書(様式第 3 号)」を提出
②許諾	—	—	「利用許諾書（様式第 4 号）」を交付	
③利用	(1) と同じ			
④利用報告	(1) と同じ			

(3) 許諾内容を変更する手続

利用者	国・地方公共団体等（※）		左記以外の方	
利用目的	公共目的	商業目的	公共目的	商業目的
①申請	「公共目的利用届（様式第 2 号）」を提出	「利用変更許諾申請書（様式第 6 号）」を提出		
②許諾	—	「利用許諾書（様式第 4 号）」を交付		
③利用	(1) と同じ			
④利用報告	(1) と同じ			

※ 「国・地方公共団体等」とは次のものをいいます。

- (1) 国、岩手県又は岩手県内の市町村
- (2) 公益財団法人岩手県体育協会、岩手県内各市町村体育協会及びこれらに加盟する競技団体
- (3) 障がい者福祉団体及び障がい者競技団体
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校
- (5) その他文化スポーツ部長が特に認めたとき。

2 主な使用目的

《公共目的》

- ① 資料及び無償で交付される記念品類の物品で、公共活動に寄与すると認められるものに使用するとき。
【例】スポーツ大会プログラム（大会運営に必須という公共性に鑑み会場で来場者向けに販売する場合も含む）、啓発グッズ等
- ② 出版物で、公共活動に寄与する内容を掲載するとき。
【例】公共的団体広報誌、団体機関誌
- ③ 公共イベント等に関する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するとき。
【例】イベントを周知する横断幕・旗等
- ④ その他岩手県文化スポーツ部長が公共活動に寄与すると認めたとき。
【例】公共的団体職員の名刺、公共的団体やスポーツチームが自団体・チーム内で使用するために作成する T シャツ・ポロシャツ等・スポーツ大会のプログラムや機関誌への掲載
- ⑤ 上記に類するもの
【例】主催する社会貢献活動に関する上記①～③類似物件、当該団体内部の使用にとどまる非営利目的の印刷物（社内報等）・物品等

《商業目的》

- ① 下記に類するもの
【例】来場者向けにスポーツ大会の会場で販売する商品、福祉施設や店舗で販売する商品
- ② 商品、景品、広告宣伝等に利用する場合
【例】商品パッケージ、商品販促のための景品、新聞広告、テレビ CM、公共的団体職員以外の名刺

3 留意事項

- (1) 別添「マスコット等利用のルール」を必ずご確認のうえ、ご利用ください。
- (2) 申請書の提出から許諾までの期間は、1 週間から 10 日程度お時間をいただきます。
修正等が必要な場合は、それ以上かかることもありますので、期間に余裕を持って申請をお願いします。
- (3) 「市町村ご当地デザイン」をご使用の際は、以下のとおり一部制限がございます。

○久慈市

水産加工品に利用する場合とそれ以外とは、利用できるデザインが異なります。

○岩泉町

商業目的の利用はできません。